

# 国民の保護に関する業務計画

平成19年3月31日

社団法人 石川県薬剤師会

# 目 次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| <b>第1編 総 則</b> .....           | 1  |
| 第1章 国民保護法における本会の位置付け .....     | 1  |
| 第2章 業務計画の位置付け、構成等 .....        | 1  |
| 第3章 基本方針 .....                 | 2  |
| <b>第2編 平素からの備え</b> .....       | 3  |
| 第1章 組織・体制の整備等 .....            | 3  |
| 第2章 関係機関との連携 .....             | 3  |
| 第3章 県民及び本会会員等への情報提供の備え .....   | 3  |
| 第4章 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備 ..... | 4  |
| 第5章 管理する施設等に関する備え .....        | 4  |
| 第6章 医療の提供に関する備え .....          | 4  |
| 第7章 物資及び資材の備蓄等 .....           | 4  |
| 第8章 安否情報の取扱等の検討 .....          | 4  |
| 第9章 訓練の実施 .....                | 4  |
| <b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b> .....   | 6  |
| 第1章 武力攻撃事態等の認定前における対応 .....    | 6  |
| 第2章 県の国民保護対策本部の設置に伴う対応 .....   | 6  |
| 第3章 活動体制の確立 .....              | 6  |
| 第4章 関係機関との連携 .....             | 7  |
| 第5章 安全の確保 .....                | 7  |
| 第6章 県民及び本会会員等への情報提供 .....      | 8  |
| 第7章 警報又は避難措置の指示等の伝達 .....      | 8  |
| 第8章 管理する施設等の適切な管理及び安全確保 .....  | 8  |
| 第9章 医療の確保 .....                | 8  |
| 第10章 安否情報等の収集への協力 .....        | 9  |
| <b>第4編 復 旧 等</b> .....         | 11 |
| 第1章 応急の復旧 .....                | 11 |
| <b>第5編 緊急対処事態への対処</b> .....    | 11 |
| 第1章 緊急対処事態への対処 .....           | 11 |

# 第1編 総 則

## 第1章 国民保護法における本会の位置付け

### 1 指定地方公共機関としての指定

社団法人石川県薬剤師会（以下「本会」という。）は、石川県知事（以下「知事」という。）が、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第2項に基づき、平成17年5月13日付け石川県告示第370号により指定された指定地方公共機関である。

### 2 指定地方公共機関の責務

指定地方公共機関である本会は、国民保護法第3条第3項に基づき武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、同法で定めるところにより、本会の業務について、以下に示すとおり、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処保護措置を実施する。

## 第2章 業務計画の位置づけ、構成等

### 1 目 的

この計画は、国民保護法第36条第2項及び第182条第2項の規定、並びに石川県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、本会の業務に係る武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民保護措置及び緊急対処事態における緊急対処と保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

### 2 業務計画に定める事項

業務計画には、国民保護法第36条第3項及び第182条第2項の規定に基づき、次の事項を定める。

- ① 指定地方公共機関である本会が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置の内容及び実施方法に関する事項
- ② 国民保護措置及び緊急対処保護措置を実施するための体制に関する事項
- ③ 国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- ④ その他国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

### 3 業務計画の見直し、変更手続き

(1) 業務計画については、適時内容についての検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、知事に報告する。

また、変更後には、速やかに関係市町長に通知するとともに、ホームページ等において公表する。

(2) 業務計画の変更に当たっては、本会会員を代表する関係役員等の意見を聴く機会を確保する他、広く関係者の意見を求めるよう努める。

(3) 業務計画を変更するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

### 第3章 基本方針

武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、「国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）」、石川県国民保護計画及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、本会の業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期すものとし、次の事項に留意しつつ国民保護措置を実施する。

#### 1 基本的人権の尊重(法5条)

本会は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。

#### 2 県民及び本会会員に対する情報提供(法第8条)

本会は、武力攻撃事態等においては、国民保護措置に関する正確な情報について、インターネット等の広報手段を活用することにより適時に、適切な方法で提供しよう努める。

#### 3 関係機関相互の連携協力の確保

本会は、国、県、市町、指定(地方)公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

#### 4 実施体制の確立

本会は、武力攻撃事態等の発生に備え、必要な資機材の備蓄、実践的な訓練への参加など、平素における準備体制の充実を図る。

また、初動体制、県対策本部等の国民保護措置の実施体制における本会の役割分担をよく認識し、迅速な対応を図る。

#### 5 国民の協力(第4条)

本会は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認められるときは、国民に対する必要な援助協力について県に要請する。

また、本会は、常日頃から誠心誠意地域医療に邁進することに努め、地域住民の自発的協力や助け合いが得られるよう努める。

#### 6 国民保護措置等の実施に関する自主的判断

国民保護措置を実施するに当たっての実施方法等については、県及び市町等から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。

#### 7 高齢者、障害者等への配慮

本会は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等に対する配慮を行う。

#### 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

本会は、国民保護措置の実施に当たっては、県及び市町等の協力を得つつ、本会職員及び会員のほか、本会の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に配慮する。

## 第2編 平素からの備え

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 1 国民保護連絡調整会議の設置

本会は、本会の業務に係る国民保護措置に関する事務について、連絡及び調整を図るための組織として、本会に社団法人石川県薬剤師会国民保護連絡調整会議（以下「県薬連絡調整会議」という。）を設置する。

県薬連絡調整会議の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

#### 2 情報連絡体制の整備

##### (1) 緊急参集体制及び活動体制の整備

① 武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための本会における必要な体制を迅速に確立するため、関係会員等の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め、周知する。

なお、必要な事項を定めるに当たっては、交通の途絶、本会会員等又は本会会員等の家族の被災等により、本会会員等の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保など、本会会員等のサービスの基準に関し、必要な事項も併せて定める。

② 緊急参集を行う関係会員等については、武力攻撃災害により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておくよう努める。

③ 武力攻撃事態等が長期に及ぶ場合に備え、本会会員等の交代要員の確保等に関する体制を整備する。

##### (2) 情報収集及び連絡体制の整備

① 自らが管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。

② 夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努める。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても、本会内部の連絡を確実に行えるよう、代行する職員・会員等従事する者の指定など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努める。

#### 3 赤十字標章等の適切な管理

知事が、平時より赤十字標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ知事から赤十字標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、知事に対し、使用の許可の申請を行い、適切に管理する。

### 第2章 関係機関との連携

本会は、平素から関係省庁、地方公共団体、指定地方公共機関等の関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努める。

### 第3章 県民及び本会会員等への情報提供の備え

1 武力攻撃事態等において、ホームページ等の広報媒体を活用し、「医療の提供施設（場所）」、

「医療救護所の開設状況」、「道路の状況」等の情報を県民及び本会会員等に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備する。

#### 第4章 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備

知事から警報の内容、避難措置の指示、避難の指示、武力攻撃災害緊急通報等について通知を受けた場合や市町長から避難実施要領、退避の指示、警戒区域の設定等についての通知及び伝達等があった場合において、本会内部における連絡方法、連絡ルート及び連絡手順等の必要な事項について、あらかじめ定める。

#### 第5章 管理する施設等に関する備え

本会が管理する施設及び設備が、武力攻撃災害により被害を受けた場合に応急の復旧を行うため、災害発生時における応急復旧体制及び資機材の調達体制を整備するよう努める。

#### 第6章 医療の提供に関する備え

- 1 県及び市町が、避難住民の誘導及び避難住民等の救援を行うに当たっての医療の提供についての体制を整備する場合、緊急時の連絡先、薬剤師の派遣可能人数及び医療救護班の編成・医療救護所の設置に係る体制等に関する情報の提供、地方公共団体との協定の締結など必要な協力を行うよう努める。
- 2 武力攻撃事態等において、医療を適切かつ迅速に提供するため、国、県及び市町と連携しつつ、当該提供に関わる実施体制の整備、消防本部、指定公共機関、他の指定地方公共機関及び災害医療施設等の関係機関との協力体制の構築に努める。

#### 第7章 物資及び資材の備蓄等

- 1 国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努める。
- 2 武力攻撃事態等が長期にわたる場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、地方公共団体や他の事業者等との間で当該物資等の供給に関する協定をあらかじめ締結するなど必要な体制の整備に努める。

#### 第8章 安否情報の取扱等の検討

知事及び市町長が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）で規定される個人情報の取扱いを踏まえた上で、国民保護法第94条第3項に基づく知事及び市町長が行う安否情報の収集についての協力、報道機関への情報提供のあり方など、あらかじめ本会が保有する個人情報の取扱いの方針を検討するよう努めるとともに、本会会員等の安否情報を収集するに当たって必要となる、本会内部における連絡方法、連絡ルート及び連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。

#### 第9章 訓練の実施

- 1 平素より、的確な国民保護措置の実施が可能となるよう本会内部における訓練の実施に努めるとともに、県又は市町が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努める。

また、訓練の実施に当たっては、実際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努める。

- 2 国民保護措置についての訓練を実施する場合、防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮する。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 武力攻撃事態等の認定前における対応

政府により、武力攻撃事態等の認定が行われる以前において、県及び市町等から、武力攻撃に伴って発生する火災や鉄道、電気・通信施設等ライフラインの破壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など（以下「武力攻撃災害の兆候」という。）についての情報提供があった場合、又は、県が県国民保護計画に定める緊急事態対策室を設置したとの連絡があった場合、速やかに、本会内部に情報伝達するとともに、必要に応じ、災害対策基本法等の関係法令に基づく初動措置を実施できる体制を構築する。

また、本会会員等が武力攻撃災害の兆候について把握した場合は、速やかに、消防本部、県警察、市町、県等に通報する。

### 第2章 県の国民保護対策本部の設置に伴う対応

- 1 県に国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合、県対策本部が県の区域内において総合的に行う国民保護措置の推進に協力するよう努める。
- 2 県から県対策本部の設置について通知を受けたときは、第2編第4章に定める警報の内容の通知等の情報伝達に準じて、本会内部等に迅速にその旨を周知する。

### 第3章 活動体制の確立

- 1 社団法人石川県薬剤師会国民保護対策本部の設置等
  - (1) 会長は、県対策本部が設置された場合には、必要に応じて、本会に、会長を長とする社団法人石川県薬剤師会国民保護対策本部（以下「県薬対策本部」という。）を設置する。
  - (2) 県薬対策本部は、本会内部における国民保護措置などに関する調整、情報収集・集約、連絡及び会内での共有、広報その他必要な総括業務を実施する。
  - (3) 県薬対策本部を設置したときは、県対策本部及び支部薬剤師会並びに、社団法人日本薬剤師会に通知・連絡する。
  - (4) 業務計画に定めるもののほか、県薬対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定める。
- 2 支部薬剤師会国民保護対策本部の設置
  - (1) 各支部薬剤師会は、本会に県薬対策本部が設置された場合には、その支部薬剤師会が管轄する区域内における市町の国民保護対策本部の設置状況等を勘案しつつ、必要に応じ、県薬対策本部に準じた組織（以下「支部対策本部」という。）を設置する。
  - (2) 支部対策本部を設置したときは、その旨を県薬対策本部及び支部薬剤師会が管轄する区域に所在する市町に連絡する。
- 3 緊急参集の実施  
国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じ、第2編第1章に定めるところにより、関係会員の緊急参集を行う。
- 4 情報連絡体制の確保
  - (1) 通信体制の確保
    - ① 県から県対策本部の設置についての通知があった場合、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、情報伝達のために必要な通信手段を確保する。
    - ② 国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の



応急復旧のため必要な措置を講ずるとともに、直ちに、県等に支障の状況を連絡する。

- ③ 武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、他の連絡手段により対応を行うとともに、速やかに応急の復旧を行う。

## (2) 情報収集及び報告

- ① 県薬対策本部は、本会が管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況等の武力攻撃災害の発生等に伴う情報について、迅速に収集・集約し、自主的な判断により、必要に応じて県に報告する。

- ② 県薬対策本部は、県対策本部より武力攻撃災害の状況や国民保護措置の実施に当たって必要となる安全に関する情報等を収集するとともに、本会内部において、当該情報の共有を図る。

## 5 現地対策本部への本会会員等の派遣等

市町又は県から、国民保護措置の実施現場等における関係機関の活動調整や情報共有のため設置する現地対策本部への本会会員等の派遣を求められた場合、本会は、安全の確保を十分に図った上で本会会員を派遣し、関係機関が行う国民保護措置の活動調整等に従事させる。

なお、県薬対策本部は、現地対策本部に派遣した本会会員等と緊密に連絡を取り、当該情報を本会会員等に伝達するとともに、現地対策本部において関係機関と調整した国民保護措置を行うよう努める。

## 第4章 関係機関との連携

県対策本部及び市町対策本部、国、指定地方公共機関などの関係機関と緊密に連携し、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に努める。

## 第5章 安全の確保

### 1 武力攻撃等に関する情報の収集及び提供等

国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、県又は市町等から武力攻撃や武力攻撃災害の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡の体制及び応援の体制の確立等についての支援を受けるものとし、これらを活用し、本会の実施する国民保護措置に従事する本会会員等の安全の確保に十分に配慮する。

### 2 赤十字標章等の交付等

国民保護措置を実施するに当たって、国民保護法第157条第1項に基づく赤十字標章及び身分証明書(以下「赤十字標章等」という。)を使用する場合には、知事の許可に基づき適切に使用する。

また、本会の実施する国民保護措置に従事する本会会員等に赤十字標章等の交付等を行う場合には、適切な情報提供を行い当該者の安全の確保に十分配慮する。

### 3 緊急通行車両の届出等

- (1) 県公安委員会が、国民保護法第155条第1項の規定に基づき緊急通行車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車及び緊急通行車両をいう。)以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限する場合で、住民の避難、緊急物資等の運送その他国民保護措置を実施するため必要な場合、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両の申出を行う。

- (2) (1)の申出により、緊急通行車両の確認を受けた場合、交付を受けた標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を車両に備え付ける。

- (3) 国民保護法第 155 条第 2 項で準用する災害対策基本法（昭和 36 年法第 223 号）第 76 条の 2 で定められる武力攻撃事態等において車両の運転者がとるべき措置について、本会の実施する国民保護措置に従事する本会会員等に対し、周知するよう努める。

## 第 6 章 県民及び本会会員等への情報提供

武力攻撃事態等においては、「医療の提供施設（場所）」、「医療救護所の開設状況」、「道路の状況」等の情報をホームページ等の広報媒体を活用して、県民及び本会会員等に対し適時かつ適切に提供するよう努める。

## 第 7 章 警報又は避難措置の指示等の伝達

知事から警報の内容、避難措置の指示、避難の指示、武力攻撃災害緊急通報の通知を受けた場合や市町長から退避の指示、警戒区域の設定等に関する連絡を受けた場合、第 2 編第 4 章に定めるところにより、本会内部における迅速かつ確実な伝達を行うとともに、同編第 3 章の情報提供方法に準じて県民および本会会員等への伝達に努める。

## 第 8 章 管理する施設等の適切な管理及び安全確保

県、市町及び消防機関等から、施設の安全確保についての要請等があった場合、管理施設について、安全の確保に十分配慮の上、巡回の強化など安全確保のための措置を講ずるよう努める。

## 第 9 章 医療の確保

### 1 医療の提供

- (1) 知事から、避難措置の指示又は、避難の指示の通知を受けた場合若しくは、知事又は市町長が救援に関する措置を実施する場合、本会内部に迅速かつ確実に伝達するとともに、県及び市町と緊密に情報交換を行い、知事からの医療の実施要請又は、市町長等から医療救護班の編成要請等が行われることに備え、本会会員である薬剤師等の派遣体制等、医療の提供に必要な体制を整える。
- (2) 市町長から、避難実施要領の作成にあたって意見を求められた場合、適切に対応するとともに、避難実施要領の伝達があった場合には、本会内部における情報共有を図るほか、その内容に応じ、必要な体制の確保に努める。
- (3) 知事から、医療の実施要請があった場合には、派遣する薬剤師の不足、資機材の故障等により当該医療を行うことができないなど、正当な理由がない限り、これらの医療を的確かつ迅速に行うよう努める。
- (4) 知事から、医療の実施要請又は市町長等から医療救護班の編成要請等があった場合、県及び当該市町から提供される安全に関する情報等に基づき、当該医療に従事する本会会員である薬剤師等に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮する。  
また、現場で医療の提供する責任者は、武力攻撃災害の状況等により、安全確保のため必要な措置を講ずる。
- (5) 武力攻撃原子力災害が発生した場合、県国民保護計画に基づき対処する他、当該計画に定めのないものについては、「石川県地域防災計画原子力防災計画編」等に定められた措置を準用する。
- (6) NBC兵器<sup>\*</sup>による武力攻撃が発生した場合又は、発生のおそれがある場合、県国民保護

計画等に基づき対処する。

(※NBC兵器とは、核物質(N)、生物剤(B)、化学剤(C)を用いた兵器のこと。)

(7) NBC兵器による武力攻撃や武力攻撃原子力災害が発生した場合、医療活動に従事する本会会員の安全確保に当たっては、下表に掲げる事項に留意する。

また、武力攻撃災害が著しく大規模であること、NBC兵器による武力攻撃や武力攻撃原子力災害の発生など、その性質が特殊であること、その他の事情により、医療活動の実施及び対処が困難である場合は、県、市町等の関係機関に対し、協力を求めるとともに、必要に応じ、県に対し、国の対策本部長に医療活動等に関し、必要な措置を講ずるよう要請する。

**表 医療活動等の実施に係る留意事項**

| NBC兵器による武力攻撃等の種類             | 医療活動の留意事項                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 核物質及び核兵器による攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療救護班による緊急被ばく医療活動の実施</li> <li>○ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染、被ばくの程度に応じた医療の実施</li> </ul>                                                                          |
| 生物剤による攻撃の場合                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置など、感染症に対する治療及びまん延防止のための適切な措置の実施</li> <li>○ 医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなどの所要の防護措置の実施</li> <li>○ 国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施</li> </ul> |
| 化学剤による攻撃の場合                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施</li> <li>○ 可能な限り早期の患者の除染や適切な医療機関への速やかな搬送など、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等の実施</li> </ul>                                                                         |

## 2 医療の維持

- (1) 医療に当たっては、医療に必要な施設及び設備の状況確認、武力攻撃災害発生箇所等において、医療を適切に提供するために必要な措置を講ずる。
- (2) 医療の提供に支障が生じた場合には、必要に応じ、国、県及び市町等の関係機関に対し当該障害について連絡するとともに、国、県など関係機関の協力を得つつ、他の医療機関である指定公共機関、災害医療センター等と連携し、医療の確保に努める。

## 第10章 安否情報等の収集への協力

### 1 安否情報の収集・提供

#### (1) 安否情報収集への協力

知事及び市町長が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、知事等が行う安否情報の収集に協力するよう努める。

#### (2) 収集する情報

知事及び市町長等が行う安否情報の収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により、死亡し又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行うよう努め

る。

## 2 被害情報の収集・報告等

本会は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるものとする。

また、本会が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

- 1 武力攻撃災害が発生した場合、管理する施設及び設備並びにその業務として行う国民保護措置に関する施設等について、安全の確保に配慮した上で、速やかに施設等の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努める。
- 2 応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うよう努める。
- 3 応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めるものとする。
- 4 県薬対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を、県に報告するものとする。

## 第5編 緊急処理事態への対処

### 第1章 緊急処理事態への対処

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、社団法人石川県薬剤師会緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

なお、この場合、用語については、次表のとおり読み替える。

表 緊急処理事態における用語の読替え

|                               |                       |
|-------------------------------|-----------------------|
| 武力攻撃事態等（第2章～第4章）              | 緊急処理事態                |
| 武力攻撃事態等                       | 緊急処理事態                |
| 武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針） | 緊急処理事態対処方針            |
| 武力攻撃                          | 緊急処理事態における攻撃          |
| 武力攻撃災害                        | 緊急処理事態における災害          |
| 国民の保護のための措置（国民保護措置）           | 緊急対処保護措置              |
| 県（市町村）国民保護対策本部（長）             | 県（市町村）緊急処理事態対策本部（長）   |
| 社団法人石川県薬剤師会国民保護対策本部           | 社団法人石川県薬剤師会緊急処理事態対策本部 |
| 支部薬剤師会国民保護対策本部                | 支部薬剤師会緊急処理事態対策本部      |